答 弁 第 八 五 号平成二十九年三月三日受領

内閣衆質一九三第八五号

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員柿沢未途君提出外国人技能実習制度におけるサラブレッド生産に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員柿沢未途君提出外国人技能実習制度におけるサラブレッド生産に関する質問に対する答弁

書

一について

が必要とされている。 他これに準ずる検定又は試験があること等の要件 業能力開発促進法 生労働大臣が において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとすること、 という。) 加が検討されている職種について、技能実習生が修得しようとする技能、技術又は知識 いて修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること、 技能実習制度の対象職種 が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと、技能実習生が帰国後本邦にお 「技能実習制度推進事業等運営基本方針」 (昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。)その 新たな対象職種の追加は、 (以下「対象職種」という。)として認められるためには、 対象職種の要件を備えていることが確認された後に、厚 。 以 下 「対象職種の要件」という。)を備えていること (平成五年四月五日厚生労働大臣公示)の別表に 技能実習生が住所を有する地域 基礎二級の技能検定 対象職種として追 (以下「技能等」 職

職種及び作業を追加することにより行われる。

お尋ねの「サラブレッド生産」については、これまで対象職種の要件を備えていることが確認できてい

なかったこと等の理由から、対象職種となっていない。

二について

お尋ねの「サラブレッド生産」については、内閣府に設置されている「規制改革ホットライン」におい

て、 対象職種のうち畜産農業の職種の作業に「軽種馬」を追加することを内容とする複数の要望が寄せら

れており、所管省庁の検討結果として、「ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も

含め、 左記要件も勘案・整理いただいた上で、御相談ください。」との回答を公表しているところであ

り、今後、政府として適切に対応してまいりたい。